

関東学院大学大学院法学研究科履修規程

(2013年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、関東学院大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の履修及び学位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目の分類は、次のとおりとする。

(1) 法学専攻

ア 博士前期課程

講義科目	基礎講義、特殊講義
演習科目	専門応用（演習）
研究指導科目	合同論文指導

イ 博士後期課程

講義科目	特殊研究
研究指導科目	合同論文指導

(2) 地域創生専攻

講義科目	専攻主要科目、地域創生系科目、公法系科目、マネジメント系科目
演習科目	専門応用（演習）
研究指導科目	合同論文指導、特定課題研究、合同リサーチペーパー指導

2 授業科目名及び単位数は、別に掲げる授業科目配当表のとおりとする。

(指導教授)

第4条 研究指導を受けるためには、入学に際し、専修分野を1つ選択し、専修分野に応じて速やかに自己の指導教授を定めなければならない。ただし、博士前期課程専修コース社会人入学者は、第1年次春学期末まで指導教授の決定を延ばすことができる。

(修士の学位取得の要件)

第5条 修士の学位を取得するためには、2年以上在学し、30単位以上を修得するとともに、指導教授の研究指導を継続して受け、修士学位申請論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を作成・提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 学位取得に必要なコースごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 法学専攻研究者養成コース

ア 専攻する講義科目（主要科目）1科目2単位

イ 主要科目以外の講義科目20単位以上（各専修分野に開講される、各指導教授が担当する外国文献研究を含む）

ウ 指導教授が担当する演習2科目2単位

エ 研究指導科目（合同論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）6単位

オ 指導教授の承認を得て、次の（ア）から（エ）までの中から8単位まで選択履修することができる。この場合において、修得した単位は、イの修了に必要な単位数（20単位）に加えることができる。

(ア) 演習科目の中から、主要科目と関連するウ以外の演習科目2科目2単位。ただし、当該演習科目担当教員の事前承認を必要とする。

(イ) 経済学研究科の会計人材育成科目の中から4単位。ただし、当該科目担当教員の事前承認を必要とする。

(ウ) 本学の他研究科開講科目（(イ)に掲げる科目を除く。）又は他専攻開講科目で、主要科目と関連を有する授業科目 4 単位

(エ) 神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院で特別聴講学生として履修した単位

(2) 法学専攻専修コース

ア 専攻する講義科目（主要科目）1 科目 2 単位

イ 主要科目以外の講義科目 20 単位以上

ウ 指導教授が担当する演習 2 科目 2 単位

エ 研究指導科目（合同論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）6 単位

オ 指導教授の承認を得て、次の（ア）から（エ）までの中から 8 単位まで選択履修することができる。この場合において、修得した単位は、イの修了に必要な単位数（20 単位）に加えることができる。

(ア) 演習科目の中から、主要科目と関連するウ以外の演習科目 2 科目 2 単位。ただし、当該演習科目担当教員の事前承認を必要とする。

(イ) 経済学研究科の会計人材育成科目の中から 4 単位。ただし、当該科目担当教員の事前承認を必要とする。

(ウ) 本学の他研究科開講科目（(イ)に掲げる科目を除く。）又は他専攻開講科目で、主要科目と関連を有する授業科目 4 単位

(エ) 神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院で特別聴講学生として履修した単位

(3) 地域創生専攻

ア 専攻する専攻主要科目 1 科目 2 単位

イ ア以外の講義科目 20 単位以上

ウ 指導教授が担当する演習 2 科目 2 単位

エ 研究指導科目（合同論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ又は特定課題研究Ⅰ・Ⅱ、合同リサーチペーパー指導Ⅰ・Ⅱ）6 単位

オ 指導教授の承認を得て、次の（ア）から（ウ）までの中から 8 単位まで選択履修することができる。その場合、修得した単位は、イの修了に必要な単位数（20 単位）に加えることができる。

(ア) 演習科目の中から、専攻主要科目と関連するウ以外の演習科目 2 科目 2 単位。ただし、当該演習科目担当教員の事前承認を必要とする。

(イ) 本学の他研究科開講科目又は他専攻開講科目で、主要科目と関連を有する授業科目 4 単位

(ウ) 神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院で特別聴講学生として履修した単位

3 修士論文等を提出しようとする者は、題目及び研究内容について、あらかじめ指導教授の指導を受け、中間報告を行わなければならない。

4 修士論文等は、仮製本 3 部、本製本 1 部を所定の期日までに提出しなければならない。

5 修士論文等の審査は、法学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の定める審査委員によって行う。その審査委員は、指導教授を主査とし、当該修士論文等の関連科目担当教員 2 名以上を加えるものとする。

6 修士論文等を提出した者は、所定の期日に最終試験（口述試験）を受けなければならない。

7 学位の授与は、研究科委員会において審議し、決定する。

（博士の学位取得の要件）

第 6 条 博士の学位を受けようとする者は、3 年以上在学し、博士学位申請論文（以下「博士論文」という。）を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士論文作成のため、研究指導科目 6 科目（合同論文指導Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ）12 単位を修得しなければならない。

3 博士論文審査に関する取扱いは別に定める。

（単位の認定）

第 7 条 単位の認定は、試験によって行う。

2 試験については、別に定める試験規程による。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可で表し、可以上を合格として単位修得を認め、不可は不合

格とする。

- 4 修得した単位の取消しは認めない。
- 5 既に単位を修得した科目を履修することはできない。
(成績の質問)

第8条 成績評価の記載事項に疑義のある場合は、速やかに教務課へ申し出るものとする。ただし、申し出の期限は、成績表配布の日（履修指導の日）から2週間以内とする。

(履修登録)

第9条 履修登録に関しては、次のとおりとする。

- (1) 年度末又は年度初めに期日を定め、履修指導を行う。
- (2) 履修する科目は、指導教授の指導を受けて決定しなければならない。ただし、博士前期課程専修コース社会人入学者で入学に際して指導教授を定めなかった者は、選択した専修分野の科目担当者の助言を得て履修する科目を決定することができる。
- (3) 年度初めに、その年度の春学期及び秋学期に履修するすべての受講科目を教務課において申請し、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。履修登録締切日以降は原則として登録を受け付けない。
- (4) 期日を定め、秋学期の履修指導を行う。年度初めに登録した秋学期履修科目を変更する場合は、変更理由書に指導教授の確認印を得て、所定の期日までに履修登録変更届を提出しなければならない。
- (5) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (6) 履修登録後の科目の追加及び変更は、原則として認めない。
- (7) 各年次で履修できる単位の上限は28単位とする。

(他の研究科における授業科目の履修等)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 本大学院と単位互換協定を結んだ他の大学院において、特別聴講学生等として授業科目を履修し修得した単位の取扱いは、別に定める。
- 3 前項の規定により学生が授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として課程修了に必要な単位として認めることができる。ただし、第14条第1項の規定により、入学前の既修得単位の認定も併せて行うときは、合計20単位を限度とするものとする。

(転研究科・転専攻・編入学)

第12条 転研究科、転専攻及び編入学は原則として認めない。

(再入学者・復学者の履修)

第13条 退学者が再入学した場合の履修については、原則として再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 学生が大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を、15単位を限度として大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第11条第3項の規定により、他の大学院で履修し修得した単位の認定も併せて行うときは、合計20単位を限度とするものとする。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会の議を経て、課程修了に必要な単位として認めることができる。
- 3 認定は、入学年度の4月に行う。
- 4 認定を希望する場合は、履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年2月10日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月12日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年1月29日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月10日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年11月25日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年3月25日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月2日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月21日に改正し、2024年4月1日から施行する。